

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金の概要

横手市内の産業の持続的発展のために、若年者の職業能力開発にかかる費用の一部を補助します。

平成30年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている就業者又は求職者が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> 横手市に住所をおき、将来に渡って市内に定住する意思を有する18歳以上40歳以下の者（公務員は除く。ただし、雇用期間に定めのある公務員は対象とする） 求職者にあつては、ハローワーク横手に求職登録をしている者 納期の到来した市税およびそれに準じるものを完納していること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 研修や講習の受講に直接要する経費 資格取得に直接要する経費 その他市長が特に必要と認める経費 <p>※業務や就業に直接的に関連する研修や講習の受講および資格取得に要する経費のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了するものを補助対象とします。</p> <p>※国、県から同様の補助や助成等を受けているものについては、当該補助金等の対象とならない部分の経費についてのみを対象とします。</p> <p>※次に掲げる研修等については、本事業の対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接遇やマナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するためのもの。 農林漁業に関連する研修や講習の受講および資格取得に関するもの。 一般的な趣味や教養に関するもの等、業務や就業に直接関連が認められないもの。 普通自動車第一種免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、原動機付自転車免許 <p>※資格取得や受講に係る宿泊・交通費等の間接的な経費は補助対象外とします。</p>
補助金額等	経費の1/2以内 (千円未満端数切捨て。求職者は上限8万円、就業者は上限5万円) 但し、1人につき年度内1回の交付とします。
提出書類	<p>【求職者・就業者共通書類】</p> <p>補助金交付申請書、事業計画書、税情報確認同意書類、住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証・健康保険証等）、受講する研修等のパンフレット・見積書等の写し、その他市長が必要と認める書類</p> <p>【求職者】</p> <p>上記に加え、ハローワークカードの写し等、求職登録を行っていることを示す書類</p>
募集期間	平成30年4月2日（月）から予算の範囲内で随時受付しております

補助金申請から交付までの流れ

①申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝祭日を除きます。
②交付決定	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③事業着手	補助金の交付決定を受けてから事業着手（受講）してください。 交付決定前に着手（受講）した経費は交付対象になりません。
④ 実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが完了しましたら、若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し （宛名は申請者名と一致するようにしてください） ③ 修了証及び免許証等の成果を証明するものの写し ④ その他市長が必要と認める書類
⑤補助金の交付	実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業の HP 番号：000018179